

# 特定非営利活動法人 まち×学生プロジェクト plus 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 まち×学生プロジェクト plus という。ただし、登記上は特定非営利活動法人 まちかける学生プロジェクト plus とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横浜の中心に自治会・地区社協・大学(学生)・企業・NPO・行政等の異なる性質の組織が対等に集い連携できる場を醸成し、かつ多様な主体が地域活動に参加できる機会を創出することで、まちづくりの観点から地域課題の解決を促し、多様な文化・属性をもつ人が安心して社会参加、地域参加ができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民や組織の連携により、新規事業やネットワーク構築を創造するプロジェクト
- (2) 地域住民や各種団体・企業の地域貢献活動のコーディネートや運営支援
- (3) 地域活動を行おうとする学生・個人や団体・企業の啓発・連携・交流に関するコーディネート及びファシリテーション
- (4) 地域活動や地域課題の解決に関する人材発掘と育成
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 運営会員 当法人の目的に賛同し、法人の運営を支えるために入会した個人、団体及び企業
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人、団体及び企業

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 運営会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体又は企業が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において運営会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上12人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とする。また、理事のうち必要に応じ各1人まで副理事長及び常務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長及び常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査を行うために必要がある場合には、理事会に出席すること。
  - (4) 第 1 号及び第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (6) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において運営会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 当法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) その他当法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から31日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法(電子メール・FAX)をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、運営会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール・FAX）をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 運営会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 6 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール・FAX）をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メール・FAX）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び第 40 条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(意見の聴取)

第 39 条 事務局職員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

- 2 理事会は関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第41条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (会計の原則)

第45条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第46条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第49条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (長期借入金)

第50条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

(弾力条項)

第 51 条 第 46 条の規定にかかわらず業務量の増加により当法人の業務の為直接必要な経費に不足が生じた場合には、理事長が理事会の議決を経て、その業務量の増加により増加する収益に相当する金額を当法人の業務のために直接必要な経費に使用することができる。なお、この弾力条項を適用した場合には、理事長は遅滞なく、当法人の掲示場に公示するものとし、次の総会において弾力条項の適用を行った旨を報告する。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

2 定款の変更は法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、当法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人の中から総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 55 条 当法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場に掲示を行うこととする。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	森 勤
常務理事	原島 隆行
理事	小倉 勝十
同	飯野 耀平



同	高城 芳之
同	平野 あい
監事	山室 宗作

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2024 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2023 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

運営会員	個人	1 口	15000 円 (1 口以上)
	団体	1 口	20000 円 (1 口以上)
	企業	1 口	50000 円 (1 口以上)
賛助会員	個人	1 口	3000 円 (1 口以上)
	団体	1 口	10000 円 (1 口以上)
	企業	1 口	30000 円 (1 口以上)